様式	1 —	1

連級	申請人	
浴 先	代理人	

農州決第3	条第1	項の規定に	トス	許可	由請書
	不知工		か る		中明音

年 月 日

みなかみ町農業委員会長 様

譲 受 人 (被設定人)

譲渡人 (設定人)

上記代理人 住所

氏名 行政書士 印

下記によって土地の「 許可を申請します。

|を「 」したいので農地法第3条第1項の規定により

譲 受 人 (被設定人) 譲 渡 人 (設定人) 契 約 の 内 容 売買、賃貸借、使用貸借 (該当字句を○でかこむ) 契約期間 権利移転の時期 その他 () 賃 借 料 売 買 価 格 許 可 を 受 け よ う と す る 土 地 の 表 示 、 利 用 状 況 そ の 他 土 地 の 所 在 地 目 利用 対価、 賃料等 の額 所有権以外の使 用収益権が設定 は・市街化区 域・市街化区 機能利の額 地番 面 積 の額 所有者氏名 の額 所有権以外の使 間離整区域 地番 地番 面 積 の額 所有者氏名 の額 所有権以外の使 間離整区域 地番 地番 面 積 の額 所有者氏名 の額 所有権以外の使 間離整区域 地番目の がおしている場合 調整区域 間離を回り	計りを申請し	/ます。										
議 受 人 (被設定人) 要 約 の 内 容 売買、賃貸借、使用貸借 (該当字句を○でかこむ) 要 約 の 内 容 売買、賃貸借、使用貸借 (該当字句を○でかこむ) 要 約 期間 権利移転の時期 その他 ()	申請	当	事	者			1					
(被設定人) 譲渡人	当事者の別	氏名》	又は名	称	年令	職業	信	主所 又 (は所在地	国籍等	在留資格,特別永住	又は 者
製 約 の 内 容 契約期間 権利移転の時期 をの他() 関借料 売 買 価 格 ・	(被設定人)											
売買、賃貸借、使用貸借 (該当字句を○でかこむ) 契約期間 権利移転の時期												_
その他() 賃借料 売買価格 許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他土地の所在市町村大字字 地目地局域格域設定域・市街化域・での他の区域の別者 地番 登記簿 現況 利用 対価、賃料等の額(10a当たり) 所有者氏名(名称) 権利の低類と権利者の氏名(名称) 域・市街化調整区域・その他の区域の別者	契 約	の	内	容								
許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他土地の所在 地間 利用 対価 (賃料等の額(10a当たり) 対価(10a当たり) 所有者氏名(名称) 所有権以外の使用収益権が設定されている場合権利の種類と権利者の氏名(名称) 市町村 大字字 空記簿 現況 現況 m³ 「公本の他のでは、市街化区域・市街化区域・での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、市街化区域の別では、市街化区域の別では、市街化区域・での他のでは、市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・での他のでは、での他のでのでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での他のでは、での	売買、賃貸	昔、使月	用貸借	(該当	宇句を	○でかこむ)) <u>j</u>	契約期間		権利移転の時期		
土 地 の 所 在 地番 地番 現況 利用 (資料等の額 (10a当 たり)) 対価、資料等の額 (10a当 たり) 所有者氏名 (名 称) 市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・市街化区域・・その他の区域の別 考	その他()	1	賃 借 料		売 買 価 格		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	許可を	受け	ようる	とする	土地	の表示、	、利	用状形	兄その他			
			地番	_		面積		ず 賃料等 の額 (10a)	72111	活 用収益権が設定 されている場合 権利の種類と 権利者の氏名	域・市街化調整区域・その他の	
計 m² (田 m² 畑 m²)						m²						
計 m² (田 m² 畑 m²)												
計 m² (田 m² 畑 m²)												
		<u> </u>	計		m²	(田		m²	畑	m²)		1

- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、 定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」) を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してくだ さい。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記 載してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面 を添付してください。
- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載し てください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する 期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

所		農地面積 (㎡)	田	畑		樹園地	採草放牧地面積 (m²)	
	自作地	1					2	
有	貸付地							
		所在・地	1-72-	地	目	面積 (m²)	状況・理由	
地		別任・坦	台	登記簿	現況	山傾(III <i>)</i>		
	非耕作地							

所有		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地	採草放牧地面積 (m²)	
地	自作地	3					4	
以外	貸付地							
\mathcal{O}		•						
土		所在・地	1 -X-	地目		面積(m³)	状況・理由	
地		기도· ·	i 宙	登記簿	現況	四個 (1117)	小	
	非耕作地							

- 1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況
- (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

		田	炊田		樹園地		採草放牧地	
作付(予定)	現在							
作物	予定							
権利取得後の面	i積(㎡)							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類			
かにしていてもの	所 有			
確保しているもの	リース			
導入予定のもの	所 有			
(資金繰りについて)	リース			

(0)	## /	H-44-1	17/14	#-	7	1 2.
(3)	長1	「千美」	(二1)上	事す	$\langle \mathcal{I} \rangle$	白

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他(

②世帯員等その他 常時雇用してい る労働力(人)	現 在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③臨時雇用労働力	現 在:	(農作業経験の状況:)
(年間延人数)	増員予定:	(農作業経験の状況:)

)

4	①~③の者の住所地、	拠点となる	場所等か	·6;	権利を設定	又は移転し、	よう	とする土地までの平均距離	雅又は時間
	亚 粉sp	約	lzm		亚特時間	約	1	>	

<農地法第3条第2項第2号関	系>	(権利	を取得し	しようと	する者だ	が農業生	産法人	であるホ	場合のみ	に載し	てくださ	えい。)		
2 その法人の構成員等の状況	(別紙)	こ記載し	/、添付	してくた	ごさい。)								
<農地法第3条第2項第3号関	系>													
3 信託契約の内容 (信託の引き	受けに』	より権利	が取得	される場	場合のみ	記載して	てくださ	((, ()						
														J
<農地法第3条第2項第4号関	至 >	(権利	を 取得 1	トカレ	する者	が個人で	ふる場	合のみ言	7 击)					
4 権利を取得しようとする者										と農作業	とへの?	米車 米	ÿ ₩	
(1) その行う耕作又は養畜の									- 石· 女·。	* /IX F 7		W 7 1/1	ν _ι	
(2) 年齢	J //()	2.3.6	× 11 /	V 111	1 K F		2 11 42	МД						
(3) 主たる職業														早山
(4) 権利取得者との関係														別表
(5) その者の農作業への従事	14.41													_ට
(3) 飞07年07层下来,67亿事		0.11	0.0	4 🗆		СП	7 D	ОП	ОП	10 🗆	11 0	10 🗆	7	のとおり
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4	ij
その行う耕作又は養畜の事業														
に必要な農作業の期間													4	
その者が農作業に常時従事す る期間														
の知問			1	<u> </u>	<u> </u>					1	1	<u> </u>	١)	
<農地法第3条第2項第5号関	タン	(転貸	する場合	へみ記	載して	ください)							
5 転貸が認められる場合への) W////	1 -> -> HC	1490 0	,,,,,,	0 /							
農地又は採草放牧地につき			権原に	・其づい	ハて拙	作マけ	養玄の	車業を	・行うま	そ (告人笑)	が	その土州	」な
貸し付け、又は質入しようと		-										•		1 4
負し目が、人は負人しようと	7 ·2/1/11	Ц (1 2	4只 7 亿	<i>√‱ ⊔ /</i>	1013		v <i>)</i>) •)	M = 1	<i>√</i> 2 U v	>(CH)	1110	C \ /C	C V %	
□ 賃借人等又はその世帯!	昌築の	死亡驾	ミにトル) その-	上批だっ	ついて	批作:		け家さ	のおゆ	かかする	ステレッ	ができた	•],
ため一時貸し付けようと		-		<i>,</i>	L, FE (C	JV . C,	MITE.	ハチヘ	る外田	1 4 7 11 X 11	~ ~ 7 ~	J C C /	2. 6 6 19	, v
ため、別貝もいけよりと	ァ ' <i>』 '加</i>	ц СФ,	7.000											

□ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようと

□ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に

)

、裏作の作付内容=

□ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

する場合である。

(表作の作付内容=

供するため貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。

【下記項目の該当する部分を○で囲ってください。(必要のないところは斜線を記入)】

①既に集落営農や経営体へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、 その利用を分断するような権利取得	である	ではない
②地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得	である	ではない
③無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬 使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等 が事実上困難になるような権利取得。	である	ではない
④集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等 の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得。	である	ではない
⑤地域の実勢の賃借に比べて極端に高額な賃借で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な賃借の著しい引き上げをもたらすおそれのある権利取得	である	ではない

【上記以外の周辺地域との関係で、特記すべき事や注意していること等を記載してください。】

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

<農地法第3条第3項第1号関係>

7 適正な利用を確保するための契約条件の状況(以下の該当するものに○を付してください。)

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適 正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

- 確約します。
- ・ 確約できません。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

めるかを以下に記載してく		

<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

- 9 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況
 - (1) 氏名
 - (2) 役職名
 - (3) その者の農業への従事状況

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う期間:_	年	箇月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:_	年	箇月(直近の実績
_	年	箇月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

てれてれの争業・計画の内谷を「争業・計画の内谷」欄に記載してください。	
(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。 □ その取得しようとする権利が地上権(民法第 269 条の 2 第 1 項の権利)若しくはこれと内容を同じくするそのの権利である場合)他
□ 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第 10 条第 2 項の委託を受けることによりその格を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合	
□ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 (別添、景観法第 56 条第 2 項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面のとおり。)	
(2) 以下の場合は、Iの1-2 (効率要件)及び2 (農業生産法人要件)以外の記載事項を記載してください。 □ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作 は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われる 認められる場合	
□ 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地公用又は公共用に供すると認められる場合	1を
□ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に要な施設の用に供すると認められる場合	
□ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設用に供すると認められる場合	
(3) 以下の場合は、Iの2(農業生産法人要件)以外の記載事項を記載してください。	
□ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利 取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接 構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合	
□ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う 林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用 供すると認められる場合	
□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若くは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しく肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草が地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 (留意事項)以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていること証する書面を添付してください。 ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の終める分の3以上を占めるもの	は牧を 業数
地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出 た基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人	įι
□ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようと る農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合	す

(事業・計画の内容)

別添計画書のとおり

世帯(農業に関係す	⁻ る者) の	構成											
氏	名	続	柄	年令	Į.	哉 業		作業従 事日数		備		考	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
上記世帯及び世帯		間作業	スケジ	シュール	,								
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は													
の事業に必要な農作	乍業												
の期間													
その者が農作業 に常時従事する	1												
期間(右記番号は	2												
上記世帯員の番	3												
号)	4												
	5												
	6												
	7												
<u>₩</u>	8	~ 1 1		∀ ₹ ∀). L === -1-								
権利を移転又は記	定正する	<u> </u>	なった	. 経緯又	ば事田								